

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

December, 25, 2023

2023年12月21日、国家知識産権局は、《中華人民共和國專利法實施細則》の第四回改正版を公表しました。

改正に係る專利法實施細則の条項は全部で69条もあり、そのうち、実質的な改正をされた条項が38条、技術的な改正をされた条項が31条、新設された条項が30条、削除された条項が4条あります。なお、「章」として「第五章 專利權期限補償」及び「第十二章 意匠國際出願に関する特別規定」が新設されております。そして、新專利法施行細則の条項の数は123条から149条に、章の数は11章から13章になりました。

今回の改正により、專利出願および審査制度が改善され、專利に関する國際規則と結びつき、專利保護が強化され、專利の実用化および活用が促進されることとなります。

新專利法施行細則は2024年1月20日に施行されます。なお、同日施行される《改正後の專利法及びその實施細則の施行に伴う審査業務処理に関する経過措置》は、改正後の專利法實施細則の施行前後における審査業務関連条項の適用に関する具体的な適用規則を明確化したものであります。

中科專利商標代理有限公司
日本事務所
TEL:06-6881-5550
FAX:06-6881-5510
e-mail: zhang@csptjp.com

《新專利法實施細則》

< 重要な改正要点 >

I. 權利付与前の出願、審査手続き

項番	要点	實施細則	関連法規
1-1	電子出願	第2、4条	—
1-2	信義誠実原則	第11、50、59、69、88条	專利法第20条
1-3	部分意匠	第30、31、35条	專利法第2、29条
1-4	意匠に関するハーグ協定	第136-144条	—
1-5	優先権主張出願における請求の範囲、明細書の出願後の提出	第45条	—
1-6	優先権回復、増加及び訂正	第36、37、128条	—
1-7	遅延審査	第56条	—
1-8	新規性喪失例外における猶予期間	第33条	專利法第24条
1-9	要約書及び要約書図面における要求	第26、121条	—
1-10	実用新案及び意匠の明らかな進歩性の審査	第50条	專利法第22、23条

1-11	国外への出願の秘密審査	第 9 条	専利法第 19 条
1-12	復審請求期限遅延に係る権利回復	第 6 条	—
1-13	復審手続きの前置審査	原第 62 条	専利法第 41 条
1-14	復審手続きの審査範囲及び結論	第 67 条	専利法第 41 条
1-15	専利期限補償	第 77-84 条	専利法第 42 条
1-16	分割出願書類における要求	第 49 条	—
1-17	国外主体自己取扱可能な一部業務	第 18 条	専利法第 18 条
1-18	PCT 出願の仮保護	第 132 条	専利法第 13 条
1-19	遺伝資源情報開示	第 29 条	専利法第 5、26 条

II. 権利関連

項番	要点	実施細則	関連法規
2-1	専利権評価報告書	第 62、63 条	専利法第 66 条
2-2	無効宣告後の維持されている請求の範囲の公告	第 73 条	—
2-3	開放許諾	第 85-88、100 条	専利法第 50、51 条
2-4	重大な影響のある専利侵害紛争	第 95、96 条	専利法第 70 条
2-5	訴訟不中止の事情	第 103 条	—
2-6	職務発明の奨励及び報酬	第 92-94 条	専利法第 15 条 《中華人民共和国科学技術成果の実用化促進に関する法》第 44-45 条

新専利法実施細則の改正要点

I. 権利付与前の出願、審査手続き

1-1. 電子出願

□審査効率向上のために、実施細則において、長年に渡って実施されている電子形式の出願に関する規定を一層明確にします。

- ・電子形式の出願も書面によるものとするのが明記されます。
- ・電子形式における書類の送達日は、15 日の郵送期間を加算しないようになります。

<コメント>

□今後、出願人及び代理事務所が拒絶理由通知の対処を一層速めるように努力しましょう。

青字の部分：新細則の改正部分/「...」：部分省略

<p>第二条 専利法と本細則に規定する各種の手続きは、書面又は国务院専利行政部門が規定するその他の形式によって行うものとする。<u>電子データ変換などの方式によりその記載内容を形状的に表現し且つ随時に読み取ったり調べたりすることができる電子データファイル（以下に電子形式と称する）は、書面形式とみなす。</u></p>
<p>◇中科コメント：この条項は、電子形式の出願を書面形式のものとみなすことを定めるものであります。</p>

第四条

各種の書類が電子形式により国務院専利行政部門に提出される場合、国務院専利行政部門に指定される特定電子システムに入った日を提出日とする。

国務院専利行政部門が電子形式により各種の書類を送達する場合、当事者に認められる電子システムに入った日を送達日とする。

◇中科コメント：この条項は、電子形式出願の提出日とその専利局電子システムに入った日に、オフィシャル通知書の送達日を代理事務所の電子システムに入った日にすることを定めるものであります。従来の15日の郵送期間の加算が廃止されましたので、拒絶理由通知応答時間が短縮されるようになります。

1-2. 信義誠実原則

□信義誠実原則が導入されます。該原則を違反する場合、出願拒絶査定、専利無効ないし罰金（10万人民元）がされることがあります。

□この規定の趣旨は国内出願人による不正出願を減少させ、国内専利出願の質を高めることにあります。但し、海外の出願人もこの条項の実施状況を留意した方が良いと思われれます。

第十一条

専利出願するものは、信義誠実原則を順守しなければならない。各種の専利出願を提出する際に、真実の発明創造の活動に基づくようにしなければならず、虚偽の行為をしてはならない。

◇中科コメント：この条項は、専利出願は信義誠実原則を順守し真実の発明創造活動に用いられるように行われることを定めるものであります。

第五十条

専利法第三十四条と第四十条で言った予備審査とは、．．．書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致しているかを審査することを指し、且つ以下の各項を審査する。

- (一) 発明専利出願は、．．．本細則第十一条．．．に合致しないものであるか否か．．．。
- (二) 実用新案専利出願は、．．．本細則第十一条．．．に合致しないものであるか否か．．．。
- (三) 意匠専利出願は、．．．本細則第十一条．．．に合致しないものであるか否か．．．。

．．．
国務院専利行政部門は、審査意見を出願人に通知し、指定期限内に意見陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限満了までに出願人が補正しなかった場合は、その出願を取り下げられたものとみなす。出願人が意見陳述又は補正をした後、国務院専利行政部門が依然として前項の各規定に合致していないと考える場合、拒絶査定しなければならない。

◇中科コメント：この条項では、3種の専利出願の予備審査において信義誠実原則違反の事情が発覚した場合、出願が拒絶査定されることが定められています。

第五十九条

専利法第三十八条の規定に基づき、発明専利出願は実体審査を経て拒絶査定しなければならない事情とは、以下のものを指す。

- ．．．
(二) 出願は、．．．本細則第十一条．．．規定に合致しない。
．．．

◇中科コメント：この条項では、発明専利出願の実体審査において信義誠実原則違反の事情が発覚した場合、出願が拒絶査定されることが定められています。

<p>第六十九条 専利法第四十五条の規定に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、<u>国務院専利行政部門に専利権無効宣告請求書及び必要な証拠を提出</u>．．． 前項で言った無効宣告請求の理由とは、<u>専利が付与された発明創造が</u>．．． 本細則第十一条．．．規定に合致しない。 ．．．</p>
<p>◇中科コメント：この条項では、信義誠実原則違反は専利無効理由となることが定められています。</p>
<p>第八十八条 <u>専利権者が、虚偽資料の提供や事実隠蔽等の手段で開放許諾声明をしたり開放許諾実施期間の専利年金減免を得たりすることをしてはならない。</u></p>
<p>◇中科コメント：この条項では、開放許諾段階において虚偽の行為で専利年金減免を得ることをしてはならないことが定められています。</p>
<p>第一百条 <u>出願人又は専利権者は、本細則第十一条、第八十八条の規定を違反する場合、県レベル以上の専利執法部門が警告をし、10万元以下の罰金を課すことができる。</u></p>
<p>◇中科コメント：この条項では、信義誠実原則違反の事情が発覚した場合、専利執法部門から警告や罰金をされることがあることが定められています。</p>

1-3. 部分意匠

□専利制度の国際調和の一環として、改正専利法において、意匠制度が下記のように改正され、意匠専利権を一層活用しやすくなります。

- ・部分意匠制度の導入（専利法第2条）
- ・意匠専利保護期限の延長（10年⇒15年）（専利法第42条）
- ・意匠の国内優先権の適用（専利法第29条）

<実施細則改正内容>

□専利法の改正に連動して、新実施細則では部分意匠の出願要件が定められています。
 □更に、発明出願／実用新案出願を基礎出願として国内優先権を主張して意匠出願することが可能となります。

<p>第三十条 出願人は各意匠製品において保護を求める内容について関係する図面又は写真を提出しなければならない。 <u>部分意匠専利を出願する場合、製品全体の図面を提出したうえ、破線と実線の組み合わせ又はその他の方法で保護を求める内容をはっきりと表さなければならない。</u> 出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。</p>
<p>◇中科コメント：この条項では、部分意匠の原則が定められております。即ち、意匠保護を求める部分意匠を明瞭化するために、例えば実線で保護を求める部分を、破線で製品の他の部分を表示してよければ、その他の方式（例えば異なる色彩や輝度による図柄表現）で保護を求める部分と製品の他の部分とを区切してもよいとされております。</p>

<p>第三十一条 意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面又は写真を一枚指定しなければならない。なお、図面の省略や色彩の保護を求める場合は、その旨を簡単な説明の中で明記しなければならない。</p> <p>同一の製品における複数項の類似意匠を一つの意匠専利として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。</p> <p><u>部分意匠専利を出願する場合、保護を求める部分は、既に製品全体の図面の中で破線と実線の組み合わせの方法で表示されている場合を除けば、簡単な説明の中で明記しなければならない。</u></p> <p>簡単な説明において、商業的な宣伝用語を使用したり、製品の性能の説明をしたりしてはならない。</p>
<p>◇中科コメント：前記第三十条の補足として、保護を求める部分を明確にするために、破線と実線の組み合わせの方法の以外に他の方法を用いる限り、保護を求める部分を簡単な説明の中で明記しなければならないことが明確化されております。</p>
<p>第三十五条 出願人は一つの専利出願において一つ又は複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限は最も早い優先日より起算する。</p> <p><u>発明或者実用新案専利</u>の出願人が国内優先権を主張する際に、先願が発明専利出願である場合は、同一の主題について発明又は実用新案専利出願を、先願が実用新案専利出願である場合は、同一の主題について実用新案又は発明専利出願を提出することができる。<u>意匠専利出願の出願人が国内優先権を主張する際に、先願が発明又は実用新案専利出願である場合、添付図面に表示されるデザインと同一の主題について意匠専利出願を、先願が意匠専利出願である場合は、同一の主題について意匠専利出願を提出することができる。</u>但し、後の出願の提出に当たり、先願の主題が以下に挙げる事情のいずれか一つに該当する限り、国内優先権を主張する基礎としてはならない。</p> <p>(一) 既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合 (二) 既に専利権が付与されている場合 (三) 規定によって提出した分割出願に属する場合</p> <p>出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。<u>但し、意匠専利出願の出願人が発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とすることを主張する場合は、この限りでない。</u></p>
<p>◇中科コメント：専利法第29条（意匠の国内優先権）に鑑み、本実施細則において細かく規定することにしました。</p> <p>◇意匠の国内優先権の基礎は意匠だけでなく、発明又は実用新案であってもよいことを明確化しております。</p> <p>発明又は実用新案を意匠の国内優先権の基礎とする場合、後願の意匠は先願の発明又は実用新案の添付図面に示されていることが求められております。</p> <p>◇発明又は実用新案を意匠の国内優先権の基礎とする場合、後願の意匠は先願の発明又は実用新案の権利付与に影響しません。</p>

1-4. 意匠に係るハーグ協定

<p>第三百六条 <u>国務院専利行政部門は、専利法第19条第2項、第3項の規定に基づき、工業品に係る意匠国際登録ハーグ協定（1999年のテキスト）（以下、ハーグ協定と略称する）に基づいて提出された意匠国際登録出願を処理する。</u></p> <p><u>国務院専利行政部門が、ハーグ協定に基づいて提出され、中国と指定された意匠国際登録出願（意匠国際出願と略称する）を取り扱う条件と手続きは、本章の規定を適用する。本章に規定がない場合は、専利法及び本細則の他の各章の関連規定を適用する。</u></p>
<p>◇中科コメント：この条項は本章の適用範囲を明確にしました。</p>
<p>第三百七条 <u>ハーグ協定に基づいて国際登録日が決定され、中国と指定された意匠国際出願は、国務院専利行政部門に提出された意匠専利出願とみなされ、当該国際登録日は専利法第28条で言った出願日とみなされる。</u></p>

◇中科コメント：ハーグ協定により決められる国際登録日を中国での実際の出願日とみなすことを明確にしました。
第三百三十八条 <u>意匠国際出願が国際事務局により公布されてから、国务院專利行政部門は意匠国際出願に対する審査を行い、審査の結果を国際事務局に通知する。</u>
◇中科コメント：国家知識産権局の審査時期と結果処理が規定されました。
第三百三十九条 <u>国際事務局が公布した意匠国際出願に1つまたは複数の優先権が含まれている場合は、専利法第30条の規定に基づいて書面声明を提出したものとみなされる。</u> <u>意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合は、意匠国際出願が公布された日から3ヶ月以内に先願書類の副本を提出しなければならない。</u>
◇中科コメント：優先権主張のルールが規定されました。
第三百四十条 <u>意匠国際出願に係る意匠は、専利法第24条第(二)号又は第(三)号に掲げる事情に該当する場合、意匠国際出願を提出する際に声明し、意匠国際出願が公布された日から2ヶ月以内に本細則第三十三条第三項に規定する関連証明書類を提出しなければならない。</u>
◇中科コメント：新規性喪失例外に係る猶予期間適用を求めるルールが規定されました。
第三百四十一条 <u>1件の意匠国際出願には2つ以上の意匠が含まれる場合、出願人は意匠国際出願が公布された日から2ヶ月以内に国务院專利行政部門に分割出願を提出し、手数料を納付することができる。</u>
◇中科コメント：分割出願の処理ルールが規定されました。
第三百四十二条 <u>国際事務局が公布した意匠国際出願に設計要点を含む明細書が含まれている場合は、本細則第三十一条の規定に基づいて簡単な説明を提出したものとみなされる。</u>
◇中科コメント：国際出願の設計要点説明書と簡単な説明との対応性が明確化されました。
第三百四十三条 <u>意匠国際出願は国务院專利行政部門の審査を経て拒絶理由が発見されなかった場合は、国务院專利行政部門が保護を与える決定をし、国際事務局に通知する。</u> <u>国务院專利行政部門は保護を与える決定を下した後、公告を行い、当該意匠専利権は公告の日から発効する。</u>
◇中科コメント：意匠国際出願の権利付与手続きが規定されました。
第三百四十四条 <u>国際事務局にて権利変更手続きを行った場合、出願人は国务院專利行政部門に関連証明資料を提供しなければならない。</u>
◇中科コメント：国際事務局にて権利変更手続きを行った後に証明書類を提出することが規定されました。

1-5. 優先権主張出願における請求の範囲、明細書の出願後の提出

□提出ミスや記載漏れのあったクレームや明細書において救済措置を講じます。

第四十五条

発明又は実用新案専利出願において、専利請求の範囲や明細書又は専利請求の範囲や明細書の一部の内容が欠けたり誤ったりしている場合、出願人が提出日に優先権主張をした限り、その提出日から2ヶ月以内に、又は国務院専利行政部門から指定された期限内に、先願書面の援用という形で追加提出することができる。追加提出の書面は関連規定を満たす場合、最初に提出される書面の提出日を出願日とする。

◇中科コメント：クレームや明細書の全部又は一部の内容に記載漏れやミスがあった場合、先願書面の援用という形でクレームや明細書の全部の入れ替え、クレームや明細書の一部の内容の追加提出をすることが認められると定められております。これにより、元の出願日を保留することが可能となります。

◇この条項で言った「明細書」は、「明細書に添付の図面」も含まれます。

◇分割出願は、本条項の規定を適用することができません。

◇本実施細則第六条第二項（不可抗力事由以外の場合の権利回復）における期限遅延の救済措置は、本条項の規定に及ばないとされます。

◇本実施細則第三十六条（優先権の回復）及び第三十七条（優先権の追加、訂正）の規定に該当する場合は、本条項の規定を適用することができません。

1-6. 優先権の回復、追加及び訂正

□優先権基礎出願（日本出願）を有しているのに、優先権期限内に中国出願を提出することができなかった場合、優先権期限の満了後2ヶ月以内（日本出願日から14カ月以内）に優先権を主張して中国出願を提出することが可能となります。なお、この優先権の回復措置は、発明出願、実用新案出願に限られ、意匠出願には適用されません。

□専利出願時の優先権主張手続きにミスがあった場合には、所定期限内に優先権主張の追加／訂正の請求が可能となります。但し、優先権主張の追加／訂正請求は、専利出願時に少なくとも一つの優先権主張が提出されたことを前提とされております。よって、優先権主張は全く提出されなかった場合、優先権の新規追加は不可能となります。なお、この優先権の追加／訂正の措置は、発明出願、実用新案出願に限られ、意匠出願には適用されません。

これらも、出願人の便宜を図る措置となります。

第三十六条

出願人が国務院専利行政部門に対し同一の主題について提出した発明又は実用新専利出願は、専利法第二十九条に規定する期限を超えた場合、正当な理由がある限り、出願人が期限満了日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。

◇中科コメント：この条項は、優先権の回復期限を規定しておりますので、優先権期限に遅れた出願人に救済機会を与えるものとなります。

第三十七条

発明又は実用新案専利の出願人が既に優先権を主張した場合、優先日から16ヶ月以内に、又は出願日から4ヶ月以内に、願書において優先権主張の追加又は補正を請求することができる。

◇中科コメント：この条項は、優先権の追加及び補正の期限を規定しておりますので、優先権の記載漏れや記載ミスをした出願人に救済機会を与えるものとなります。

PCT 出願における優先権の回復措置

第二百二十八条

国際出願の出願日が優先権期限満了後の2ヶ月以内であり、国際段階において優先権回復が既に受理官庁によって承認された場合、優先権回復請求は、既に本細則第三十六条の規定に従って提出されたときみなす。国際段階において出願人が優先権回復請求を提出しなかったか、又は、提出したが、受理官庁により承認されなかった場合、正当な理由がある限り、出願人が移行日から2ヶ月以内に優先権回復請求を国務院専利行政部門に提出することができる。

◇中科コメント：この条項は、優先権の回復期限を規定しておりますので、優先権期限に遅れた出願人に救済機会を与えるものとなります。なお、これは、元々中国では留保されていた優先権回復に関する PCT 条項の留保撤回を意味しております。

1-7. 遅延審査

□2019 年版《審査指南》には遅延審査が導入されましたが、遅延審査の対象は発明及び意匠に限り、しかも、遅延審査期間では遅延審査請求を取り下げることができないとされます。今回改正された新細則では、三種の専利出願の何れについても遅延審査請求を提出することができるばかりか、遅延審査請求を取り下げることができるとされます。

第五十六条

国务院専利行政部門は専利法第三十五条第二項の規定に基づいて専利出願について自分決定で審査を行う時に、出願人に通知しなければならない。

出願人が専利出願について遅延審査請求を提出することができる。

◇中科コメント：発明、実用新案、意匠との三種の専利出願の何れについても遅延審査請求を提出することができると明確化されております。

1-8. 新規性喪失例外における猶予期間

第三十三条

専利法第 24 条第 (2) 号で言った中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した或いはそれに認められた国際博覧会を指す。

専利法第 24 条第 (3) 号で言った学術会議又は技術会議とは、国务院の関連主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議、及び国务院の関連主管部門が承認した国際組織が開催する学術会議又は技術会議を指す。

専利出願する発明創造に専利法第 24 条第 (2) 号又は第 (3) 号に挙げた事情がある場合、出願人は専利出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して 2 ヶ月以内に、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行した、関連発明創造が既に展示され又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。

◇中科コメント：「学術会議又は技術会議」の範囲が、「国务院の関連主管部門が承認した国際組織が開催する学術会議又は技術会議」を含むように拡大されました。これにより、一部の国際組織が開催する会議は、新規性を喪失しない猶予期間が適用できる会議の範囲に組み込まれる可能性があります。

◇証明書類の由来要件が削除されました。証明書類は前記者によって発行されるものでなければならないことを要求しなくなり、発明創造が既に展示され又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を出願人が提出できればよいという要求だけがあり、出願人の立証要求が大幅に軽減されております。

1-9. 要約書及び要約書図面における要求

第二十六条

要約書は、発明又は実用新案専利出願が公開する内容の概要、即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術課題、同課題を解決するための技術案の要点及び主な用途を明確に反映するものにしなければならない。

要約書に発明を最も説明できる化学式を備えることが出来る。添付図面のある専利出願は、更に願書において当該発明又は実用新案の技術的特徴を最も説明出来る明細書の添付図面を要約書図面として指定提出しなければならない。添付図面の大きさと明瞭度は、当該図面が 4cm×6cm に縮小された時にもなお、図面の中のディテールがはっきりと識別できるほどでなければならない。要約書の文字部分は 300 字を超えてはならない。要約書中には商業的宣伝用語を使用してはならない。

◇中科コメント：要約書図面は、提出する必要がなくなり、願書で指定すればよいとなります。因みに、これは既に実践において採用されております。

◇従来の細則における要約書図面の様式要件と要約書文字部分の文字数に対する制限が削除されました。

第二百一十一条

(五) 国際出願が外国語で提出された場合、要約書の中国語訳を提出し、図面と要約書図面がある場合、図面の副本を提出し、要約書図面の副本を指定し、図面に文字がある場合、それを対応する中国語文字に置換する。国際出願が中国語で提出された場合、国際公開書類中の要約と要約書図面の副本を提出する。

◇中科コメント：PCT 出願が中国国内段階に移行するには要約書図面の提出が不要となり、要約書図面を指定すれば良いのであります。国際出願が中国語で提出された場合でも、要約書と要約書図面の副本を提出する必要もなくなる。

1-10. 実用新案と意匠に係る明らかな進歩性審査

第五十条

専利法第34条及び第40条で言った予備審査とは、専利出願が専利法第26条又は第27条に規定される書類とその他の必要な書類を備えているか否か、これらの書類が規定の様式に合致しているか否かを審査し、また以下の各項目を審査することをいう。

．．．．
(二) 実用新案専利出願は．．． 専利法．．． ~~第22条第2項、第4項、~~．．． に明らかに合致していないか否か…。

(三) 意匠専利出願は．．． 専利法．．． 第23条第1項、第23条第2項．．． に明らかに合致していないか否か．．．。

．．．

◇中科コメント：明らかな進歩性問題が実用新案と意匠の予備審査の範囲に組み込まれたことを明確にしました。

◇実用新案の審査範囲は専利法第22条第2項（新規性）、第4項（実用性）に限らず、第22条全体に及び、即ち、新規性、進歩性及び実用性を含むように拡大されました。

◇意匠の審査範囲は、第23条第1項に加えて第23条第2項「従来の設計又は従来の設計特徴の組み合わせと比べて、明らかな相違点があるべきである」（進歩性に相当）にも及ぶようになりました。

1-11. 国外への出願の秘密審査

第九条

国務院専利行政部門は、本細則第八条の規定に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に関わる可能性があり秘密保持の必要があると認めた場合、適時に請求提出日から2ヶ月以内に出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。~~出願人は、その請求提出日から4ヶ月以内に秘密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に専利の出願或いは関連する外国機構に専利の国際出願を提出することができる。~~状況が複雑な場合は、2ヶ月延長することができる。

国務院専利行政部門は前項の規定により秘密保持審査を行う場合、秘密保持の必要性があるかについて適時に請求提出日から4ヶ月以内に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。~~出願人は、その請求提出日から6ヶ月以内に秘密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に専利の出願或いは関連する外国機構に専利の国際出願を提出することができる。~~状況が複雑な場合は、2ヶ月延長することができる。

◇中科コメント：国家知識産権局が通知を発行する期限と審査決定を下す期限が明確化された。出願人が期限内に通知書又は審査決定を受け取っていないときに国外に専利を出願できるという規定が削除されました。

◇国家知識産権局が黙示許可の方式で秘密保持審査を承認することは許されなくなり、国家知識産権局は出願人の秘密保持審査請求に対して明確な同意又は不同意の決定をしなければなりません。

1-12. 復審請求期限の遅延に係る権利回復

第六条

前項に規定された場合を除き、当事者はその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定された期限又は国務院専利行政部門が指定した期限に遅れて、その権利を喪失した場合は、国務院専利行政部門の通知を受領した日から2ヶ月以内に、国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。ただし、復審請求期間に遅れた場合、復審請求期間満了日から2ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。

◇中科コメント：現在の実践において既に上記の規定に従って行われておりますが、これまで明確な法律規定がありませんでした。今回の改正は実践面で法的根拠を提供しました。

1-13. 復審手続きの前置審査

旧第六十二条

~~専利復審委員会は受理した復審請求書を国務院専利行政部門の元審査部門に転送して審査させなければならない。元の審査部門が復審請求人の請求に基づき、元の決定を取り消すことに同意した場合、専利復審委員会はこれに基づいて復審決定を下し、復審請求人に通知しなければならない。~~

◇中科コメント：旧六十二条が削除されたことは、復審手続きにおける元審査部分による前置審査が必須ではないことを示しております。因みに、国家知識産権局は、前置審査制度の改革を進めており、個別の審査部門で試験を行っており、今後、元審査部門ではなく専門部門又は専任人員により前置審査を行うことが考えられます。

1-14. 復審手続きの審査範囲及び結論

第六十七条

専利復審委員会国務院専利行政部門は復審を行った後、復審請求が専利法と本細則の関連規定に合致していないか、又は専利出願に、明らかに専利法及び本細則の関連規定に違反するその他のことが存在すると考える場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、当該復審請求が取り下げられたものと見なす。意見を陳述し又は補正した後、専利復審委員会国務院専利行政部門は依然として専利法と本細則の規定に合致していないと考える場合、元の拒絶査定を維持する旨の復審決定を下しなければならない。

専利復審委員会国務院専利行政部門は復審を行った後、元の拒絶査定が専利法と本細則の関連規定に合致していないと考える場合、又は補正を行った専利出願書類が元の拒絶査定及び復審通知書に指摘された欠陥を取り除いたものであると考える場合、元の拒絶査定を取り消し、元の審査部門で引き続き審査手続きを行わなければならない。

◇中科コメント：審査範囲には、「復審請求が専利法と本細則の関連規定に合致していない」ことのほか、「専利出願に、明らかに専利法及び本細則の関連規定に違反するその他のことが存在する」ことも含まれました。復審手続の職権審査に権限を付与し、すなわち審査範囲は復審請求の内容に限らず、専利出願に存在する、明らかに規定に合致しないその他の場合、例えば非正常出願を含むこともあり得るのではと思われれます。

◇「元の拒絶査定を維持する」という復審決定を「復審請求を却下する」に改正した。このような表現はもっと厳密であります。出願人に不利な復審決定は、元の拒絶査定の内容に基づいて拒絶を維持することができれば、職権によって導入された理由、または元の予備審査又は実体審査で言及された理由などの拒絶査定に存在しない理由に基づいて拒絶を維持することもできます。後者の場合、厳密な意味で拒絶査定を維持するのではなく、出願人の復審請求の却下に過ぎません。

1-15. 専利期限補償

□専利法第 42 条により、発明専利権が発明専利出願日から四年を経過しかつ実体審査請求の日から三年を経過した後に付与された場合、国務院専利行政部門は発明専利権者の請求を受け、発明専利付与過程における不合理な遅延について発明専利権存続期間の補償を与えることとなります。

<実施細則改正内容>

□専利法第 42 条に関連して、本細則には、発明専利権存続期間の補償に関する基準等々を定めるものとなる第七十七条～第八十四条が新設されております。

□特に薬品に関連するものは、細則第八十条～第八十四条の中で詳細に規定されております。

第七十七条

専利法第四十二条第二項の規定により専利権期限補償を請求する場合、専利権者は専利権利付与公告日から3ヶ月以内に国務院専利行政部門に提出しなければならない。

◇中科コメント：この条項には専利権存続期限補償の請求タイミングが規定されております。

第七十八条

専利法第四十二条第二項の規定により専利権期限補償を与えるとした場合、発明専利付与過程において不合理に遅延された実際の日数により補償期限を計算する。

前項で言った、発明専利付与過程において不合理に遅延された実際の日数とは、発明専利出願日から四年を経過しかつ実体審査請求の日から三年を経過した日より専利権付与公告日までの間の日数から、合理的に遅延された日数及び出願日によって不合理に遅延された日数を引いたものを指す。

下記事情は合理的遅延に該当する。

(一) 本細則第六十六条の規定により専利出願書面が補正された後に専利権付与されたものにおいて、復審段階で生じた遅延。

(二) 本細則第百三条、第百四条に規定する事情による遅延。

(三) その他の合理的な事情による遅延。

同一の出願人が同様な発明創造において実用新案専利出願に加え発明専利出願も同日に提出するものであって、本細則第四十七条第四款の規定により発明専利権を取得した場合、当該発明専利権の期限は専利法第四十二条第二項の規定を適用しない。

第七十九条

専利法第四十二条第二項に規定する出願人による不合理な遅延は下記事情を含む。

(一) 所定期限内に国務院専利行政部門から発行される通知に応答しなかった。

(二) 遅延審査を請求する。

(三) 本細則第四十五条に規定する事由による遅延。

(四) その他の出願人による不合理な遅延。

◇中科コメント：専利権存続期間の補償期間の計算方法が明確に規定されております。

◇合理的な遅延及び出願人による不合理な遅延の事情が明確化されます。

◇同様な発明と実用新案の専利出願が同日に提出された場合、権利付与された当該発明専利において存続期間の補償を請求できないことが明確化されます。

◇権利帰属紛争等の司法手続き関係による遅延は、不合理な遅延に該当しない例として明確に挙げられております。

第八十条

専利法第四十二条第三項で言った新薬に係る発明専利とは、規定に合致する新薬製品専利、製造方法専利、医薬用途専利を指す。

◇中科コメント：薬品専利における存続期間補償が適用できる薬品の種類及び専利タイプが明確化されております。

第八十一条

専利法第四十二条第三項の規定に従い、新薬に係る発明専利権において期限補償を与えることを請求する場合、下記要求が満たされるうえで、当該新薬の中国における販売許可がされた日から3ヶ月以内に国務院専利行政部門へ提出しなければならない。

(一) 当該新薬において複数の専利が同時に存在する場合、専利権者はそのうちの一つの専利しかについて専利期限補償を請求することができない。

(二) 一つの専利が同時に複数の新薬に係る場合、当該専利について専利権期限補償請求を一つの新薬しかに関して提出することができない。

(三) 当該専利が有効期限内にあり且つ新薬に係る発明専利期限補償を受けていない。

◇中科コメント：薬品専利権存続期間補償の請求時期及び請求条件が定められております。

八十二条

専利法第四十二条第三項の規定により専利権期限補償を与えるとした場合、補償期限は、当該専利の出願日から当該新薬の中国における販売許可がされた日までの間の日数から5年を引いたうえで、専利法第四十二条第三項の規定が満たされるように決定する。

◇中科コメント：薬品専利権存続期間の補償期間の計算方法が定められております。

<p>第八十三条 <u>新薬に係る発明専利における専利権期限の補償期間では、当該専利の保護範囲は、当該新薬及びその許可された適応症に関わる技術案に限るものとし、保護範囲内において専利権者が享有する権利及び負う義務は専利権期限補償前のそれと同様である。</u></p>
<p>◇中科コメント：薬品専利権存続期間の補償が適用された専利の保護範囲、補償期間における権利者の権利及び義務が明確化されております。</p>
<p>第八十四条 <u>国務院専利行政部門は、専利法第四十二条第二項、第三項の規定に従って提出された専利権期限補償請求において審査を行ってから、補償条件が満たされていると判断した場合、期限補償を与える旨の決定を下し、且つ登録及び公告を行うことにする一方、補償条件が満たされていないとした場合は、期限補償を与えない旨の決定を下し、且つ請求を提出する専利権者に通知する。</u></p>
<p>◇中科コメント：専利権存続期間の補償及び薬品専利存続期間補償請求の審査後の手続きが定められております。 ◇存続期間補償を与えない旨の決定に不服があるときの救済措置が規定されておきませんが、当該決定に記載される具体的な救済方法に基づいて、適切な救済措置を講じることが考えられます。</p>

1-16. 分割出願書類における要求

<p>第四十九条 本細則第 48 条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を享有するものについては、優先権日を維持することができるが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。 分割出願は専利法及び本細則の規定に基づいて関連手続きを行わなければならない。 分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。<u>分割出願の提出に当たって、出願人は元の出願書類の副本を提出しなければならない。元の出願が優先権を有する場合、合わせて元の出願の優先権書類の副本を提出しなければならない。</u></p>
<p>◇中科コメント：分割出願の場合、出願人は元の出願書類の副本を提出する必要がなくなる。もし、元の出願が優先権を享有すれば、元の出願の優先権書類の副本を提出する必要もなくなり、手続きが簡略化されております。</p>

1-17. 国外主体自己取扱可能な業務

<p>第十八条 <u>専利法第 18 条第 1 項の規定に基づいて中国での専利出願及びその他の専利事務の代行を専利代理機構に委託する場合、下記の業務に該当するものは、出願人又は専利権者は自ら行うことができる：</u> <u>(一) 優先権主張を申請する場合、第 1 回に提出された専利出願（以下、先願と略称する）の書類副本を提出する。</u> <u>(二) 手数料を納付する。</u> <u>(三) 国務院専利行政部門が規定するその他の業務。</u></p>
<p>◇中科コメント：本条項の規定によれば、優先権主張基礎の先願書類の副本の提出、手数料の納付などの簡単な業務については、外国の出願人は自ら対処することもでき、専利代理機構に委託する必要はありません。</p>

1-18. PCT 出願の仮保護

第三十二条

発明専利権の取得を求める国際出願は、国際事務局が中国語で国際公布を行った場合、国際公布日 [又は国务院專利行政部門による公布の日](#) から専利法第 13 条の規定を適用する。国際事務局が中国語以外の言語で国際公布を行った場合、国务院專利行政部門による公布の日から専利法第 13 条の規定を適用する。

◇中科コメント：専利法第13条に規定される「公布」とは、PCT国際公布を指します。今回の実施細則の改正では、この公布が「国際公布」から「国際公布又は国家公布」に拡大されました。国家公布が国際公布よりも早い場合は、先行の国家公布日を起点に仮保護することとなります。

1-19. 遺伝資源に関する情報開示

第二十九条

専利法で言った遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物等に由来し、遺伝機能単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材 [及びこのような素材を利用して生成した遺伝情報](#) を指す。専利法で言った遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成された発明創造を言う。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について専利を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国务院專利行政部門が制定した書式に記入しなければならない。

◇中科コメント：現代生物技術の進歩に伴い、後の発明者は先人が公布した生物遺伝物質DNA配列情報を直接利用して、実験室でこの遺伝物質を合成して利用することができ、実際に生物材料自体に接触する必要はなくなります。このように、実際に生体材料を制御すること自体は、必ずしもその生体材料に含まれる遺伝機能単位の利用を阻止することができません。そのため、立法者は、この不備を補い、生物遺伝資源所有者の利益をより効果的に保護する必要があると考えております。

II. 権利関連

2-1. 専利権評価報告書

- 実体審査をされない実用新案権及び意匠権については、専利権の行使や他者への対抗措置をする際に専利評価書が必要となる場合があります。また、訴訟において法院（裁判所）から評価書が要求される場合もある。専利権侵害の案件を受理する際に地方専利管理機関からその提供が要求される場合もあります。
- 新専利法第 66 条の規定によれば、専利権者、利害関係者、被疑侵害者が専利権評価報告書を請求することができることになっております。

〈新実施細則〉

- 新実施細則における関連改正は新専利法第 66 条に合うようにする改正であります。

第六十二条

実用新案権又は意匠権の付与決定が公告された後、専利法 [第66条](#) に規定される専利権者、利害関係者、[被疑侵害者](#) は、国务院專利行政部門に専利権評価報告書の作成を請求することができる。[出願人は、専利権登録手続きを行う際に、国务院專利行政部門に専利権評価報告書の作成を請求することができる。](#)

専利権評価報告書の作成を請求する場合は、専利権評価報告請求書を提出し、[専利出願番号又は専利番号](#) を明記しなければならない。一つの請求は、一つの [専利出願または専利権](#) に限るものとする。

専利権評価報告請求書が規定に合致しない場合、国务院專利行政部門は、所定の期間内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わっていない場合、請求が提出されなかったものと見なす。

◇中科コメント：専利権評価報告制度の改善。専利権評価報告書を請求する権利を有する主体として、従来の2つの主体（専利権者、利害関係者）に加え第3の主体である被疑侵害者が追加されました。さらに、実用新案または意匠の専利権者は、専利登録手続きを行う際に、国務院専利行政部門に専利権評価報告書の作成を請求することもできるようになりました。これにより、専利権者の手間が軽減されます。

第六十三条

国務院専利行政部門が専利権評価報告請求書を受け取ってから2ヶ月以内に、専利権評価報告を作成しなければならない。但し、出願人が専利権登録手続きを行う際に専利権評価報告書の作成を請求した場合、国務院専利行政部門は権利付与公告日から2ヶ月以内に専利権評価報告書を作成しなければならない。

同一の実用新案又は意匠専利権に対して、複数の請求人が専利権評価報告の作成を請求した場合、国務院専利行政部門は評価報告を1式だけ作成する。如何なる機関又は個人も当該専利権評価報告を閲覧又は複製することができる。

◇中科コメント：新細則第六十二条に対応して、出願人が専利権登録手続き際の専利権評価報告書の作成を請求した場合の作成完了時期が規定されました。

2-2. 無効宣告後の維持されている請求の範囲の公告

第七十三条

無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案専利の専利権者はその専利請求の範囲を補正することが出来るが、元の専利の保護範囲を拡大してはならない。国務院専利行政部門が補正後の請求の範囲に基づいて専利権の有効性を維持するか、または専利権の一部の無効を宣告する決定を下した場合、補正後の請求の範囲を公告しなければならない。

発明又は実用新案専利の専利権者は専利明細書と図面を補正してはならない。意匠専利の専利権者は図面、写真と簡単な説明を補正してはならない。

◇中科コメント：無効宣告手続において補正されたものの、維持されている請求の範囲については、公告する必要があり、関連専利の最新保護範囲を公衆に知らせるのに有利であります。

2-3. 開放許諾

□新専利法第50条～第51条に新たに規定された開放許諾制度とは、専利権者が専利権を開放することを声明し、専利権の取得を希望する第三者とライセンス交渉を行うための制度であり、専利権の取引と有効活用を促進することを目的としております。

<新実施細則>

□本細則では、新専利法第50条～第51条を補足する規定が設けられ、開放許諾制度の適用に関する運用要点が詳細に規定されるようになりました。なお、元々細則改正案に載られていなかった年金の減免措置も追加されました。

第八十五条

専利権者が自主的にその専利において開放許諾の実施を声明する場合、その声明は専利権付与公告後に行わなければならない。

開放許諾声明において下記事項が明記されなければならない：

- (一) 専利番号
- (二) 専利権者の氏名又は名称
- (三) 専利許諾使用料の支払方式、基準
- (四) 専利許諾の期限
- (五) その他の明確にすべき事項

開放許諾声明の内容は正確、明晰なものでなければならず、明らかな商業的宣伝用語が含まれてはならない。

◇中科コメント：専利権行使の開放許諾制度を詳細化し、専利権者が国家知識産権局を通じて社会に開放許諾声明を発することができるようにしました。

<p>第八十六条 <u>専利権は下記事情のいずれかに該当する場合、専利権者は開放許諾を実施してはならない。</u> <u>(一) 専利権が独占又は排他的許諾の有効期間内にあった場合</u> <u>(二) 本細則第百三条、第百四条に規定された中止の状況に属する場合</u> <u>(三) 規定による年金納付がされていない場合</u> <u>(四) 専利権が質権を設定されており、質権者の許諾を得ていない場合</u> <u>(五) その他の専利権の有効な実施を妨げる場合</u></p>
<p>◇中科コメント：特殊段階の専利における開放許諾声明を認めないことが規定されました。開放許諾制度の実施において十分な実務経験がありませんので、最後の条項は、特別な事情が生じて法的根拠がなくなる場合に備えるエスケープ条項として定められております。</p>
<p>第八十七条 <u>開放許諾によって専利実施ライセンスを締結した場合、専利権者またはライセンシーは、ライセンスを締結したことを証明できる書面書類を以て国务院専利行政部門に届出しなければならない。</u></p>
<p>◇中科コメント：開放許諾声明による契約の締結後に届出することができることが規定されました。</p>
<p>第八十八条 <u>専利権者は、虚偽の資料を提供し、事実を隠蔽するなどの手段によって、開放許諾声明を行って、又は開放許諾実施期間に年金の減免を受けてはならない。</u></p>
<p>第百条 <u>出願人または専利権者が本細則第十一条、第八十八の規定に違反した場合、県レベル以上の専利執法責任部門は警告を發し、10 万元以下の罰金を科すことができる。</u></p>
<p>◇中科コメント：その目的は、開放許諾の過程において、専利権者が虚偽の資料を提供したり、事実を隠したりするような不誠実な行為を規制することにあります。このような行為は、開放許諾制度の社会的信用度を低下させ、専利の実用化と活用に悪影響を与え、専利制度の正常な運用と社会公衆の利益を損ない、開放許諾制度の本来の趣旨に反するものでありますので、取締と処罰が必要となります。</p>

2-4. 重大な影響のある専利侵害紛争

- 新専利法第 70 条により、専利権侵害を取り締まる行政機関の権限が拡大されました。すなわち、同一の専利権の侵害事件は併合して処理することができ、または、同一の専利権の侵害事件が地域を跨いで発生した場合は、上位行政機関により一括して処理するよう要請することができる。
- 全国に重大な影響を及ぼす専利権の侵害案件は、国家知識財産権局が取り扱うことができる。

<新実施細則>

- 専利法第 70 条で言った重大な影響のある専利侵害紛争ケースが列挙されております。
- 重大な影響の認否は国务院専利行政部門により判断されます。

<p>第九十五条 省、自治区、直轄市人民政府の専利事務を管理する部門、および専利事務の管理量が多く、かつ実務的に専利事務を処理する能力がある地級市、自治州、盟、地区及び直轄市の区人民政府の専利事務を管理する部門は、<u>専利紛争を処理し、調停することができる。</u></p>
<p>◇中科コメント：専利紛争を処理・調停する部門を完備し、従来、区を設ける市レベルの政府専利行政部門に付与していた権限を区レベルの政府専利行政部門までに付与するようになりました。専利侵害事件の処理が促進される。</p>

第九十六条

下記事情のいずれかに該当する場合、専利法第70条で言った全国に重大な影響を及ぼす専利侵害紛争に当たる。

- (一) 重大な公共利益に係る場合
- (二) 業界の発展に重大な影響を及ぼす場合
- (三) 省、自治区、直轄市を跨って地域横断的な重大な事件である場合
- (四) 重大な影響を及ぼす可能性がある」と國務院専利行政部門に認定される、その他の場合

専利権者又は利害関係者が國務院専利行政部門に専利侵害紛争の処理を請求しているが、関連事件が全国に重大な影響を及ぼすほどのものに当たらない場合、國務院専利行政部門は管轄権を有する地方人民政府の専利業務を管理する部門を指定して処理させることができる。

◇中科コメント：どのような事情が重大な影響を及ぼす専利侵害紛争に当たるかが明確化されております。

2-5. 訴訟中止

<新実施細則>

□本細則は、権利帰属紛争において中止しないケースが明記されております。

第三百条

当事者は、専利出願権または専利権の帰属をめぐって紛争が発生し、専利事務を管理する部門に調停を請求した又は人民法院への提訴をした場合、國務院専利行政部門に関連手続の中止を請求することができる。

前項の規定に基づき、関連手続の中止を請求する場合、國務院専利行政部門に請求書を提出し、その理由を説明しなければならず、専利事務を管理する部門または人民法院からの出願番号または専利番号が明記された関連受理書類の副本を添付しなければならない。國務院専利行政部門は、当事者が提出した中止の理由が明らかに成り立たないと判断した場合、該当する手続を中止しないことができる。

◇中科コメント：中止を申請する請求人は、その理由を説明しなければならず、明らかに中止の理由が成り立たない場合、関連手続の中止をしなく良いことが明確化されております。悪質な中止申請の防止が図られます。

2-6. 職務発明の奨励と報酬

□専利法第15条に基づいて、新細則の第九十二条～第九十四条において財産権インセンティブを強化するよう多種の方式を増加し、奨励・報酬の金額及び比例を調整した改正が行われております。

第九十二条

専利権が付与された単位は、専利法第15条に規定された奨励および報酬の方式および金額について、発明者または設計者と確約し、または法律に基づいて制定されたその内規に規定を設けることができる。専利権が付与された単位は、発明者または設計者が技術革新の利益を合理的に分配できるよう、財産権インセンティブを実施し、エクイティ、オプション、配当などの手段を採用することが促される。

企業、事業機関が発明者または設計者に与える奨励、報酬は、国家の関連する財務、会計制度の規定に従って処理されるものとする。

◇中科コメント：該条項では、財産権インセンティブを強化するよう多種の方式が増加されている。

第九十三条

専利権が付与された単位は、専利法第15条に規定された奨励および報酬の方式および金額について、発明者または設計者と確約しておらず、かつ法律に基づいて制定されたその内規に規定を設けていない場合、専利権付与の公告日から3ヶ月以内に、発明者または設計者に報奨金を支給しなければならない。一つの発明専利の報奨金の最低額は4,000元以上とし、一つの実用新案専利または意匠専利の報奨金の最低額は1,500元以上とする。

発明者または設計者の提案が所属する単位に採用されることにより完成された発明創造においては、専利権が付与された単位は、優遇の報奨金を支給しなければならない。

◇中科コメント：該条項では、職務発明の報奨金額の下限が引き上げられております。発明専利の報奨金額の下限を3,000元から4,000元に、実用新案又は意匠専利の報奨金額額の下限を1,000元から1,500元に引き上げております。

第九十四条

専利権が付与された単位は、専利法第15条に規定された奨励および報酬の方式および金額について、発明者または設計者と確約しておらず、かつ法律に基づいて制定されたその内規に規定を設けていない場合、＜中華人民共和国科学技術成果の実用化促進に関する法＞の規定に従い、発明者または設計者に合理的な報酬を支給しなければならない。

◇中科コメント：該条項では、職務発明の報酬の特定方式が改正されました。確約がない場合、報酬は、＜中華人民共和国科学技術成果の実用化促進に関する法＞の以下の規定に従って特定されることとなります。

第四十四条

科学技術成果の実用化後、科学技術成果の完成単位は、科学技術成果の完成、実用化に重要な貢献をした人員に奨励と報酬を支給しなければならない。

科学技術成果の完成単位は、奨励及び報酬の方式、金額及び期限について、規定を設けるか、又は科学技術人員と確約することができる。単位は、関連規定を制定する場合、該単位の科学技術人員の意見を十分に聴取し、該単位にて関連規定を開示しなければならない。

第四十五条

科学技術成果の完成単位は、奨励及び報酬の方式、金額及び期限について、規定を設けていないか、又は科学技術人員と確約していない場合、科学技術成果の完成、実用化に重要な貢献をした科学技術人員に、下記の基準に従って奨励と報酬を支給しなければならない。

(一) 該職務科学技術成果を他人に譲渡または実施許諾した場合、該科学技術成果の譲渡による純収入または実施許諾による純収入から50%以上の割合分を拠出する。

(二) 投資として該職務科学技術成果を利用した場合、該科学技術成果が形成した株または出資比率から50%以上の割合分を拠出する。

(三) 該職務科学技術成果を独自で実施し又は他人と協力して実施した場合、実用化を実施して生産成功した後の連続して3～5年において、毎年、該科学技術成果の実施による営業利益から5%以上の割合分を拠出しなければならない。

国により設立される研究開発機関、高等教育機関が規定する又は科学技術人員と確約する奨励と報酬の方式及び金額は、前項第一号～第三号に規定された基準に合致しなければならない。

国有企業および事業単位が科学技術成果の完成、実用化に重要な貢献をした人員に本法の規定に従って支給する奨励および報酬の支出は、当該年度の当該単位の賃金総額に算入される。但し、それは、当該年度の当該単位の賃金総額の制限を受けず、当該単位の賃金総額の基礎額に算入されない。